

議案第49号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築基準法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 <u>法第85条第6項及び第7項</u>に規定する仮設興行場等，<u>法第87条の3第6項</u>に規定する興行場等並びに<u>同条第7項</u>に規定する特別興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては，この条例の規定は適用しない。</p>	<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 <u>法第85条第5項及び第6項</u>に規定する仮設興行場等，<u>法第87条の3第5項</u>に規定する興行場等並びに<u>同条第6項</u>に規定する特別興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては，この条例の規定は適用しない。</p>

付 則

この条例は，公布の日から施行する。